

# 障害のある人と支援者たちとの シェアハウスでの実践 — 障害者の地域生活の1つの方法 —

山下幸子\*

## はじめに

本稿の目的は、知的障害者の地域生活の居住形態の1つとしてシェアハウスを取り上げ、シェアハウスでの支援の展開過程や実際について記述することにある。

2006年に国連で採択された障害者権利条約の第19条には、地域の中で障害者が暮らすことを定める「自立した生活及び地域社会への包容」が規定されている。しかし、障害者—特に重い知的障害のある人の、親元や入所施設ではない形態での地域での暮らしは、まだ十分に進んでいるとは言い難い状況にある。そうした状況のなか、近年は国の検討において高齢障害者支援の文脈で親亡き後の支援が語られ、親の高齢化や親が亡くなった後も、障害者が地域で暮らせるための在り方が取り上げられている（障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ2015）。

親亡き後の高齢障害者の居住形態として検討されるのは、入所施設とともにグループホーム（共同生活援助）が一般的であろう。特に、グループホームは2018年度以降、障害者の重度化・高齢化に対応できる、「日中サービス支援型共同生活援助」が新規に創設されている<sup>1)</sup>。

入所施設やグループホームだけではなく、地域で介護制度を活用し1人暮らしを営む知的障害者もいる。そうした人々の正確な数はわからないのだが、長年、知的障害者の地域生活支援を行ってきた岩橋誠治によると、「一〇〇人もいない」だろうとのことだ（岩橋2018：5）。近年では、2016年に起きた津久井やまゆり園での障害者殺傷事件で重傷を負った、元施設入所者の尾野一矢さんが、制度を活用し一人暮らしを始める様子が、テレビや新聞で紹介されている。

知的障害者の暮らしは、親元や入所施設、グループホーム、1人暮らしと、（まだその比重に差はあるものの）生活の形態が広がってはきた。本稿は、こうした障害者の生活形態の1つとして、障害者と支援者とのシェアハウスを紹介するものである。1人暮らしの知的障

---

\*総合福祉学部 教授

害者数以上に、シェアハウスで暮らしている障害者の数がどれだけいるかは、筆者にはわからない。しかし、それだけこの実践がまだ十分に研究されていないことでもある。そのため、本研究で詳細を記述していくことは、障害者の地域生活研究の広がりにも寄与することとなるだろう。

## I. 知的障害者の地域生活、シェアハウスに関する先行研究

ここでは、本稿の主題に即し、障害者の地域生活、障害福祉の文脈でのシェアハウスという2つの観点から、先行研究や制度および実践状況を整理する。

### 1. 障害者の地域生活について

障害者の地域生活を検討するにあたり参照すべきは、障害者権利条約の内容だろう。特に地域での自立生活について規定する第19条の一般的意見<sup>2)</sup>を、ここでは確認する。

一般的意見では「自立した生活」について、次のように定義する。

「自立した生活／自立して生活することは、障害のある個人が、自己の人生を選択し、コントロールし、自己の人生に関するあらゆる決定を下せるように、必要な手段をすべて提供されることを意味する。(筆者による中略) すなわち、どこで、誰と生活するか、何を食べるか、朝寝坊をしたいのか、それとも夜更かしをしたいのか、屋内にいたいのか、それとも屋外にいたいのか、テーブルクロスとろうそくをテーブルにセットするか、ペットを飼うか、音楽を聴くかなどで、このような活動と決定が私たちの人となりを構成する。」(par. 16 (a))

具体的には、障害者が、必要な支援を受けながら、上記のような決定を行うことが自立であり、そうした支援が受けられる状況にあることが自立した生活であるとしている。

また、自立生活の場についても、一般的意見では次のように規定する。

「100人を超える入居者を抱えた大規模施設も、入居者が5～8人のより小規模なグループホームも、また個人の自宅でさえ、施設を特徴付ける別の要素として施設収容が挙げられる場合、自立生活施設と呼ぶことはできない。施設収容の状況は、規模、名称及び組織によって異なる可能性があるが、以下のような一定の決定要素がある。すなわち、他の者とのアシスタントの強制的な共有、誰から援助を受けなければならないかを決めるに当たり、影響力が発揮できないか、限られていること、地域社会における自立した生活からの孤立と隔離、日常的な決定をコントロールできないこと、誰と生活するかを選択できないこと、個人

の意思と選好に関わらず、日課を厳格に守らなければならないこと、特定の権限を持つ者の下で、ある集団が同じ場所で同じ活動をする、サービス提供における家父長的アプローチ、生活様式の監督、さらには、同じ環境の下で生活している障害のある人の数が、たいていは不釣り合いであることなどである。」(par. 16 (c))

入所施設は大人数での集合居住だがグループホームは少人数だからよいというわけではないことがわかる。人数の多少にかかわらず、障害者本人の決定（もちろん支援を受けた決定を含む）が考慮されず、権限者が障害者の生活のありようを決めてしまう構造がある限り、それは自立生活の場ではないと、一般的意見は規定している。

障害者権利条約を元に、脱施設に関わる障害者政策研究を行う鈴木良によれば、脱施設とは、「1）施設居住者数を削減して最終的に施設を閉鎖し、2）地域生活の場において自律性を保障すること」であると、脱施設が進んだかどうかを検討する項目の1つに「4）地域生活の居住の場が自律性（当事者主導性、個別化されたサービス）を保障できる場となっているのかどうか」を挙げている（鈴木 2019b：1）。

先述のとおり、知的障害者の地域生活の形態としては、グループホームや1人暮らしがあげられるが、そうした生活形態が、障害者権利条約の規定に沿うものとなっているかは、常に注意が必要である。

## (2) シェアハウスについて

本稿でのシェアハウスの定義について確認する。本稿は、社会学の観点からシェアハウスについて研究を重ねる久保田裕之の定義を用いている。久保田は、ルームシェアやシェアハウスについて「血縁・性愛関係にない他人と居住生活の共同を行うこと」と定義する（久保田 2009：104）。本稿では、久保田に沿い、シェアハウス、あるいはシェアと表記する。

久保田によるシェアハウスに関する先行研究の整理によると、「日本でのシェアハウスの導入が、高齢者介護のためのグループホームと結びついて考えられてきた」（久保田 2014：40）。非家族的な共同生活という意味では、グループホームはシェアハウスの文脈で検討することができるだろう。また、阪神淡路大震災後の復興公営住宅では、高齢者対応のコレクティブハウジングの取り組みが行われてきた（小谷部 2009：139-140）。近年では、浮ヶ谷幸代が、高齢者福祉現場をフィールドにした調査研究を行い、そこで、支援者と高齢者2人とのシェアハウスで看取りケアを行った、小規模多機能型居宅介護施設「ぐるんとびー」の実践を紹介している（浮ヶ谷 2019）。

障害福祉分野では、知的障害児・者の親の会である全国手をつなぐ育成会連合会の情報誌が、知的障害者の住まいの形として、グループホームや1人暮らしと共に、障害者と支援者

でのシェアハウスの実践を紹介している(伊藤 2015)。また、ソーシャルワーク学集会在、知的障害者の地域生活継続に向けた事例を検討するなかで、知的障害者のシェアハウスについてふれている(ソーシャルワーク学集会 2018)。紹介されていたのは、東京都大田区の「トランジットヤード」という1軒家であり、それは知的障害のある男性と障害のない男性とのシェアである。知的障害男性はヘルパーによる支援を受けているが、後にシェアメイトの男性もガイドヘルパーとして支援に携わるようになったという。建物の1階はイベントスペースになっており地域住民との交流の場となっている。なお、トランジットヤードは2019年に解消し、障害男性は区内で制度を活用し1人暮らしをしている(柴田 2020)。

他にも、鈴木良はカナダの脱施設化についての研究で、長年入所施設で暮らしていた強度行動障害の男性を、長く支援に関わっていた支援者が自宅に迎え入れ、支援者男性の自宅で支援をし、家族とともに暮らす様子を紹介している。カナダでは、この居住形態を「シェアード・リビング(知的障害者本人が継続的支援を提供することを契約した人とホームを共有する)」と言う。鈴木が紹介する障害のある男性は、家庭的な環境かつ関係性の築けている支援者と共に暮らすシェアード・リビングにより、入所施設時代とは異なり劇的に状態が改善したという(鈴木 2019a:194)。

筆者が調べ得た限り、障害福祉に関連したシェアハウスにする研究や実践は、数が少なく、また情報も断片的でしかない。そうした先行研究の蓄積状況を背景に、障害者権利条約の内容に即した地域自立生活の実践の1つの形態としてのシェアハウスとは、どのような様相なのかを詳述することを、本稿では目指す。

## II. 調査概要

本稿の調査協力者は、知的障害と身体障害を有するまさるさん(仮名)と、その母親、まさるさんとシェアしている支援者Aである。調査期間は2020年8月から9月であり、2回のインタビュー調査(2回とも所要時間は2時間であり、うち1回はウェブ会議システムのZoomで行った)と、まさるさんの外出時の参与観察を2回行っている。インタビュー調査では半構造化面接法を採用し、その内容は調査協力者の同意を得たうえで録音し、逐語記録を作成している。

筆者は調査協力者に対し、調査前に、調査の目的やプライバシーの確保などの倫理的配慮事項について説明し、調査協力者の同意を得た上で調査を始めている。まさるさん本人には、支援者Aが調査についてかみくだいて説明し、それへのまさるさんの反応を支援者が確認し、調査への応諾を判断している。

なお、筆者は調査研究にあたり、淑徳大学研究倫理審査委員会による承認を受けている。

### Ⅲ. 調査結果—障害者と支援者とのシェアハウスでの暮らしの概要

#### 1. シェアをしている3人について

調査協力者の住まいの形態は、障害があり日々の支援が必要な、まさるさん（仮名）と、その支援者2人の計3人のシェアハウスである。支援者の1人が借主となり、a市の住宅街にある3LDKの賃貸マンションで暮らしている。この形態での生活は、2018年から始まった。

##### (1) まさるさんについて

まさるさんは、現在30代の男性である。脳性麻痺による身体障害と知的障害を有し、身体障害者手帳、療育手帳を取得している。

トイレや入浴には支援が必要であり、食事は一口大に支援者が用意し、まさるさんが掬いやすい容器に一口分ずつ入れると、まさるさんは自分で掬って食べる。歩行は1人でできるものの、安定性が確保できないため、支援者が手を握りながら一緒に歩くことが必要である。

療育手帳は最重度の判定が出ている。言語でのコミュニケーションは難しいが、嬉しい時や楽しい時は笑顔を見せたり、発声する時がある。そのため、支援者は、まさるさんの様子を見たり、またこれまでの様子と比較しながら、「今、まさるさんは、〇〇の状況にあるのかもしれない」と想像し、まさるさんに声掛けを行ったり、支援を行っていく。

まさるさんには「見守り」という支援が必要である。見守りについて深田耕一郎は、新田勲<sup>3)</sup>への介護経験を元に、次のように述べる。長い引用になるが、以下の文章は、まさるさんの支援内容を表しているものでもあるため記載する。

「全身性重度障害者は介護が二四時間必要になるのでつねに誰かがそばにいることになる。けれど、要介護状態が断続的に訪れるわけではなく、介護が必要になったりそうでない時間があったりと比較的ゆるやかな時間が流れることもある。このとき、その人のそばにいて気を配っている状態が『見守り』ということになる。いつなるとき介護が必要になるかわからない全身性重度障害者の生活に見守りは欠かすことができない。」(深田 2008: 351)

足元が不安定で、かつ自身による危険回避の難しいまさるさんが、不意の動作をし、怪我をしないように、また、まさるさんが必要になった時に、いつでも支援ができるように、支援者は「見守り」支援をする。

まさるさんは、障害者総合支援法に基づく介護制度を活用している。平日の日中は、障害福祉サービス事業所に通い、それ以外の時間は、在宅介護のサービスを利用している。まさ

るさんの障害支援区分は6であり、居宅介護(身体介護)、行動援護、移動支援を組み合わせる在宅での介護体制をコーディネートしている。

まさるさんの在宅での介護は、まさるさんの母親が経営している介護派遣事業所が提供しており、まさるさんのシェアメイト2名も、この介護派遣事業所の職員である。現在、まさるさんには4名の支援者が交代で支援に入っている。

## (2) まさるさんのシェアメイトについて

まさるさんのシェアメイト2人は、どちらも20代で独身である。前述のように、現在はまさるさんの母親が経営している介護派遣事業所で働いている。主にまさるさんの支援を行うが、介護派遣事業所の職員として、まさるさん以外の支援に入ることもある。

2人は元からの知人同士であり、かつ、まさるさんが親元で暮らしている時から、まさるさんのボランティアとして関わっていた。そのため、3人は全く知らない間柄からシェアを始めたというわけではない。支援者2人とも、前職を辞めるタイミングと、まさるさんが親元を離れるタイミング、支援を仕事とすることを決めたタイミングが一致し、3人のシェア生活が始まったという。

## (3) 借りている部屋の概要

a市の住宅街にある、ファミリー向けの賃貸マンションが、3人が暮らす住居である。文教地区にほど近く、閑静ながらもスーパーマーケットや店舗などが近くにあり、また公共交通機関も鉄道やバスなどがあり、至便な立地である。a市は、まさるさんが生まれ育った場所であるが、親元とまさるさんの自宅との間はやや離れており、車での移動となる。

間取りは3LDKである。マンションの3階に部屋があり、階段での上り下りとなる。個室が3部屋あり、3人それぞれが独立した部屋を確保している。リビングとキッチン、風呂、トイレ、玄関は共用である。リビングのすぐ隣がまさるさんの部屋であり、他2人の個室は玄関そばにある独立した2室である。

まさるさんの夜間・早朝の支援に入る支援者は、まさるさんが自室にいる時は、その部屋で過ごし、眠る。それはまさるさんのシェアメイトである支援者2人も同様である。そのため、まさるさんの部屋には、支援者用の寝具も用意されている。

## 2. シェアに至るまでの経緯——まさるさんの生活史を通して

### (1) 子育てにおける母親の考え方

ここからは、まさるさんの生活史から、シェアに至る経緯を確認する。

まさるさんはa市で、両親ときょうだいとともに育ち、介護や子育ては専ら母親が担って



きた。母親はまさるさんを育てるうえで、次のようなことに気をつけてきたと言う。

- ・まさるさんが人や自分を傷つけないことや故意に物を壊さないこと。
- ・まさるさんに社会のルール—特に「待つ」ことを教える。
- ・本人ができるように工夫をすること、本人が頑張っている時はできるだけ周りが口を出さないこと。
- ・家族の一員として、役割を決め、家事を担わせる。
- ・支援を拒否しないよう、人を好きになってもらう。
- ・理解してくれる人を増やすべく、知り合いを増やす。

これらは、まさるさんが社会で生きていくうえで、重要なことである。ことあるごとに母親は、まさるさんに「待つこと」をはじめ、時にはまさるさんが我慢せねばならないことも、そういうことが必要だと伝えてきた。また、まさるさんができることを伸ばしていくために、家族の中で役割を決め、それをまさるさんが行うことを褒めて評価してきた。

そして、まさるさん本人を知ってもらうこと、知り合いをたくさん作ることが大切だという考えを、母親はもっていた。母親はまさるさんの幼少期から、同じ社宅に暮らしていた近所の人々や、まさるさんのきょうだいの友だちの親などをボランティアに誘い、まさるさんの体操を朝と夕方にやっていたという。その時のつながりが続き、今もまさるさんの支援を行っている主婦がいるほどだ。

まさるさんの通っていた養護学校で、学生の保護者の紹介により、県内の大学のボランティアサークルとの関わりが始まる。それはまさるさんが小学校2年生の頃からであり、その後もまさるさんの余暇活動等で大学のボランティアサークルとの関わりが深まってくる。他にも、まさるさんと母親は家庭外での人の関わりをもつようにしていた。まさるさんの興味の一つに音楽、特に太鼓を叩くことがあるが、小学校3年生頃から家族同士で行う音楽活動に参加している。

## (2) 親亡き後を考えての宿泊の練習

まさるさんは中学生の頃から、春休み、夏休みの長期休暇を利用して、障害児の短期入所を利用してきた。それは、「親が先に亡くなるので、とにかく1人で生きていくために、自立させるために、親がしなければならぬこと」だという、親の認識によるものだった。母親は、「親から離れた時に、どれくらい本人が希望できる生活、安心できる生活を与えてあげられるか」が親の役割だと考えており、まさるさんがずっと親元にいるという選択肢は考えていなかったそうだ(2020年9月、母親へのインタビュー調査から)。

親から離れるためのまさるさんのトレーニングは続く。怖がりなまさるさんの性格と、経験や記憶の定着しづらさゆえ、何度も経験を重ねることが大事だと母親は考えてきた。まさ

るさんにとって、年に2回の短期入所には苦勞があった。眠ることができず、睡眠不足でふらふらしながら帰宅することがあったという。それでも年2回の宿泊の練習は続けていた。のちに、母親の親の介護に伴い、まさるさんの短期入所回数もさらに増えるようになっていった。

### (3) グループホーム入居を考え始める

まさるさんの子どもの頃である1990年代は、障害者が親元から離れて暮らすとなれば、おおよそ入所施設しか選択肢がないと考えられていた時代である。知的障害者のグループホームは1989年に精神薄弱者地域生活援助事業として制度化されたが、その当時のグループホームの入居者条件は、就労をしており、身辺自立ができており、日常生活維持が可能となるほどの収入があることだった(角田 2014:185)。

その後、まさるさんが高校を卒業する2000年代初頭には、障害者施策は支援費制度に変更し、さらにその後、2006年度からの障害者自立支援法により、これまでのグループホームは、生活の様々な面で介護を要する重度障害者向けのケアホーム(共同生活介護)と、それ以外の、支援の必要度が比較的低い障害者向けのグループホーム(共同生活援助)に二分されていく。

こうした制度状況下で、地域のグループホーム(ケアホーム)で生きていくという、まさるさんの進路の選択肢が生起し、母親はその生活を具体的に考え始めた。世話人の支援を受けながら、集団で暮らしていくグループホーム(ケアホーム)の形態は、それまで「家族の中で役割を持つ」ことを大切にしてきたまさるさんの母親には良いものであると捉えられた。

まさるさんは、高校卒業後は、通所施設に通いながら、短期入所を利用し宿泊体験を重ねていた。そうして過ごしてきた2016年に、あるグループホームの空きができ、入居を申し込むが、選考に外れてしまう。しかし、グループホームの様子を見て、この生活ではまさるさんの楽しみや日課ができなくなってしまい、それはまさるさんの心身に影響が出るだろうと母親は思い始める。

「2, 3時間は1日歩かないと。筋力がもともとつきにくい子なので。リハビリでも、結構それは言われているので。2, 3時間歩くのはグループホームの生活の中では難しいかなというふうを感じだし(ました)。他のグループホームの様子を聞いていると、全然(歩く時間が)ないんですよ。やっぱり、グループホームに帰ったらお風呂に入って、それも順番がありますよね。入って、食事をして9時には部屋に入るとなると、これはもう確実に、すぐに歩けなくなる可能性が高いな、と。」(2020年9月、母親へのインタビュー調査から。



( )内は筆者による補足。

まさるさんは体調を整え、筋力を増やすために、子どもの頃から歩くことを続けてきた。それはまさるさんの日課でもあり、何よりまさるさんの楽しみでもある。この楽しみと日課が、グループホームの生活の中では行いきれないのではないかと、母親は思い始める。

#### (4) 親元を出る方向が固まる

施設でもなくグループホームでもなければ、1人暮らししか選択肢がないと、母親は思い続けてきた。まさるさんの学齢期およびその後も短期入所を利用しながら宿泊の体験を重ねていたが、複数の事業所に登録していても、希望者が多く、短期入所が思っていた時に利用できない状況が生まれていた。せっかくまさるさんが体験を重ねているのに、そこでやめてしまうのはもったいないと母親が判断し、まさるさんが30代の頃からは、知人の所有する部屋を借り、そこで宿泊の体験を重ねていた。それにより、宿泊体験の回数を重ねることができたことは、まさるさんが他所での宿泊に慣れることにつながる。

県内の大学のボランティアサークルに所属する学生たちが、まさるさんの宿泊体験を支援していた。支援に入った学生たちは、まさるさんの宿泊体験以外に余暇活動や自宅での入浴などでも、ボランティアや、母親の経営する介護派遣事業所のヘルパーとして関わっている学生だった。そうした付き合いのあるボランティア学生とのノリの良い宿泊体験は、まさるさんを楽しくさせた。関係性のある学生たちが宿泊体験に関わることにより、まさるさんは安心していただけたのではないかと、母親は回想する。子どもの頃の短期入所では、施設で眠れず、疲れて帰宅していたのが、そのような状況ではなかった。

学生時代に、こうしたボランティアに関わっていたのが、現在のまさるさんのシェアメイト2人である。大学卒業後はそれぞれ仕事に就いていたが、やがて2人とも退職する。そしてその頃、母親は、まさるさんの暮らしは、グループホームが難しければ1人暮らししかないと考えていた。まさるさんの宿泊体験の積み重ね、まさるさんと関係の深かった2人の退職。こうしたタイミングが重なり、母親は、2人に、まさるさんを1人暮らしさせたいという思いを告げるとともに、2人にも母親の経営する介護派遣事業所の職員にならないかと提案する。2人とも、まさるさんのことはよく知っており、また福祉の仕事をしたという思いがあった。

1人暮らしをするまさるさんの支援に入るということは、長時間をまさるさんと共に過ごすということである。2人とも遠方に住んでいたため、引っ越しをしなければと話していたところ、3人まとめて暮らしたらどうかという話の流れになる。そして、2人はその話に乗った。2018年のことである。

様々なタイミングが合いシェアハウスでの暮らしが始まったわけだが、仕事が決まるだけではなく、一緒に暮らす相手も決まっていたことになる。その時の様子をシェアメイトである支援者Aは次のように語った。

「なんか、自分でもびっくりするくらい、すっと入ってきたんですね。(筆者による中略) 結構、まさるさんと一緒にいる時間が長かったので、そこまで『え?』という感じにならなかった。その前までに関係性がかなりあったので、そんなに。これが全く知らない利用者さんと一緒になったら、かなり抵抗があったと思うんですけど、まさるさんなら、なんか『見えるな』っていうのが自分の中であったんですよ。(シェアメイトの支援者) Bさんのことも昔から知ってるし。この組み合わせだったら、なんとかできるんじゃないかなって言うようなのがあって。そこまで激しい抵抗はなく。」(2020年8月支援者Aへのインタビュー調査から。( )内は筆者による補足。)

#### (5) シェアハウスでの暮らしが始まる

2018年末には、3人で暮らす部屋が決まる。大家とのやりとりを行っていた支援者Bが借主になった。血縁関係ではない3人が暮らすとなると、家探しが困難になるのではないかと思われたが<sup>4)</sup>、そのようなことはなかったようだ。また、障害に関し貸し渋りがあるということもなかったようだ<sup>5)</sup>。部屋探しのポイントを、家賃、まさるさんの通所施設に通いやすい場所であること、3人分の個室があることにおき、母親と支援者A、Bで探していった。

まさるさんの反応はどうだったのだろうか。慣れない場所に適応するのが難しいまさるさんだが、最初はやや戸惑いがあったものの、数日ですんなりと新生活を受け入れていたようだ。そのことは、支援者A、Bを驚かせたが、実際にまさるさんは新居で入浴でき、自室の布団で眠ることもできていた。シェアメイトである支援者A、Bとの関係性と、これまでの宿泊体験の積み重ねが功を奏したのであろう。

まさるさんが親元を離れ、3人のルームシェアで暮らし始めた時、母親は、信頼できる2人がシェアメイトになったことに安心し、「親の役割は半分終わってきている」と思ったと話す。「半分」という言葉の意味は多様に解釈できるが、母親はインタビューの中で、「この暮らしが続くといいな」と話し、「綱渡りの的なところがある」と話した。もちろん、先々のことはわからない。3人のうちの誰かが、現在の暮らしとは別の暮らしを営む可能性がある。とはいえ、このシェア生活は現在も継続している。

### 3. まさるさんと支援者とのシェアの実際

#### (1) シェアでのルール

3人の他人同士が暮らす、このシェアハウスでは、入居以降様々なルールが考案されてきたという。その内容を確認しよう。

##### ①共用部分の使い方

部屋の間取りについては前述の通りである。共用部分はリビング、風呂、トイレ、玄関となる。リビングは共用ということもあり、個人の私物をやたらと置いているわけではない。テレビ、共用物を置くキャビネット、ダイニングテーブル、ソファがあり、シンプルな配置だ。リビングは、部屋の奥に位置しており、またまさるさんへの部屋とも直結しているため、リビングにはまさるさんの支援用の物品（例えば、介護の記録等の書類ファイル）をおいている。また、まさるさんを楽しませるように、壁の飾り物を施すなどの工夫がなされている。

##### ②金銭負担・管理

家賃は3人で割っているという。支援者A、Bにおいては、単なる同居人ではなく、まさるさんの支援を担うということから、所属する介護派遣事業所から手当として一定額支給されているという。そのため、支援者の1人当たり家賃負担は月1万円程度である。この点は、シェアメイトとなる支援者にとって、シェアハウスを始める大きな理由になったという。

3人の共用物となるテレビや洗濯機等を買う場合にどうするか。大型家電等の物品購入では、3人で割り勘しないようにするというルールが決まっている。3人のうち誰かが退去することになった場合にその処理をするのが大変だからだ。とはいえ、今はまだ、シェアを始めてから2年未満であり、大型家電は各自の家から持ってくるのができたので、そのルールが成り立っているのかもしれない。今後、この生活が継続する時に、この点をどうするかは、その都度考えていくこととなるだろう。

3人は共用の財布を作っている。その財布に、毎月1万ずつ入れていく。誰もが皆使う物、例えば掃除用洗剤等は共用の財布から支出するが、個人の好みの物、例えばこだわりのシャンプーの購入等は各自の負担としている。このことをきちんと線引きするのは難しいのだが、嗜好品は各自の財布から、3人のうち2人以上が使用する物は共用の財布からというルールが設けられている。なお、まさるさんの金銭管理について、年金管理は母親が行い、家賃等の必要な費用は母親が支払っているが、日常的に家計簿をつけて管理をするといったことはシェアメイトの支援者が行っている。

### ③家事の分担

共用部分の掃除や洗濯等の家事は支援者2名が分担して行っている。料理は、まさるさんの支援に入っている時はまさるさんの分と支援者自身の分を調理して一緒に食べるが、支援に入っていない時間は、自分の好きな物を用意して食べている。

家事の分担といっても、それはシェアメイトとしての家事の分担なのか、まさるさんの支援者としての家事援助なのか、判別がつき難い。後述する、プライベートと仕事との線引きの難しさと絡む話である。支援者Aによると、現在は、家事はできるだけまさるさんの支援に入っている時に、まさるさんと一緒に行うようにしているという。

### (2) まさるさんへの支援体制

まさるさんのシェアメイトである支援者2名の仕事について記す。支援者A, Bは、まさるさんの母親が経営する介護派遣事業所の職員として、ヘルパー業務に就いている。支援者A, Bは、まさるさん以外の利用者の支援にも入るが、主にはまさるさんの支援を行う。

支援者Aは、まさるさんや他の利用者の支援を、月180時間近くは行っている。まさるさんは平日の日中は通所施設に通っているため、支援者A, Bは、朝の支援、通所施設からお出かけをして自宅に移動する支援、夜間の支援を行う。まさるさんが寝入ってしまうと支援はほぼ要しないので、深夜はボランティアが対応し、ボランティアがいない時は支援者(ヘルパー)が側で寝ている。その時間帯は制度を活用していない。先述のように、まさるさんは居宅介護(身体介護)、行動援護、移動支援を利用している。なお、支援者A, Bだけでまさるさんの毎日の生活支援を行うのは無理なので、他にまさるさんに関わる支援者が2名おり、計4名でまさるさんの日々の支援を担っている。とはいえ、まさるさんの支援の中心を担うのは、シェアメイトの支援者A, Bである。

### (3) 支援者でもありシェアメイトでもある—仕事とプライベートの切り分けについて

家事の分担でも記したが、支援者A, Bにとって、家事を行うのはシェアメイト(1人の同居人)として行うのか、まさるさんの家事援助として行うのか、その線引きが難しい。自分好みのスパシーカレーを作るのは、支援者個々の生活の一部かもしれない。しかし、まさるさんもみんなも使用するトイレや風呂の掃除は、生活行為なのか仕事なのか。この線引きがつけられないまま、相手に気を遣ってプライベートの時間に家事を担うことで、「しんどい」という気持ちが発生したと支援者Aは話す。そこで、家事はできるだけまさるさんの仕事の時に、まさるさんと一緒に行うと決めたという。

他、他者と一緒に暮らしていると、調理の手際や洗濯の干し方など、人の生活の方法が気になることがある。そうして支援者のことが気になってしまった時も、その支援者が仕事で

まさるさんと一緒にいる時には口出ししないようにしているという。人のやり方に口出しするのはではなく、仕事ではない時間は、自分のプライベートな時間として過ごすようにしている。

また部屋の間取りについても工夫がある。支援者2人の自室は玄関そばに独立してある。プライベートで遅く帰ってきた時や、そもそも仕事のモードから離れたい時は、リビングやキッチンといった共有スペースを通らなくても自室に行くことができる。

#### 4. シェアハウスでの暮らしが支援にどう活きるか

##### (1) 関係性を築けている支援者が傍にいる安心感がある

まさるさんと支援者2名のシェアは、まさるさんの支援にどう活きるだろうか。まさるさんがシェアハウスで暮らし始めた時、母親は、信頼する2人の支援者がシェアメイトになったことに対して安心したと話した。たしかに、身近にすぐ支援者がいる環境は、支援を要する人にとって大きな安心になるだろう。

それはまさるさんの変化にもあらわれているという。支援者Aによると、まさるさんはシェアハウスでの暮らしを始めてから表情が明るくなったという。また、実家でのまさるさんの過ごし方とシェアハウスでの過ごし方では異なるそうだ。実家では退屈そうにしているまさるさんも、シェアハウスではシェアメイトの様子を見てのんびりしているようである。また、よく眠れるようにもなり、さらには歯磨きをしながらうとうとしていることもあるようだ。年齢的なものかもしれないが、少なくともまさるさんが現在の暮らしにおいてリラックスしていることは確かである。

##### (2) まさるさんが主体となる生活を築くことができる

まさるさんと母親は、グループホームを目指していたものの、そこではまさるさんの日課であり趣味である外出に時間をかけることができなくなるだろうと判断していた。

現在のシェアハウスでの暮らしでは、まさるさんは支援者と共に外出を行うことができている。筆者も何度か外出をご一緒させていただいた。2時間弱は歩く。まさるさんは歩行が不安定なので、支援者が手をつなぎサポートしながら、まさるさんはゆっくり、思いのままに歩いている。まさるさんが「〇〇に行きたい」と具体的に言葉で指示を出すわけではないが、まさるさんの足の向く方向を支援者は確認しつつ、一緒に歩く。2020年現在は新型コロナウイルス感染の不安があり、まさるさんは公共交通機関を使ったり、外出先のトイレを使用していない。そのため、支援者はまさるさんの歩みに委ねつつ、トイレの頃合いを考慮して、歩みの進路を帰路へと促すことがある。

このように、まさるさんを中心にした生活をするために、支援者を充てることのできるの

は現在の暮らしの大きな利点であると、母親と支援者Aは話す。

### (3) 支援者同士で助けを求めることができる

支援者AとBは、毎月の多くの時間をまさるさんの支援シフトに入っている。そうになると、時には、身体も気持ちも疲れてくることがある。そうした時に、同じく生活している支援者が傍にいと、疲れている様子を察知しやすくなり、また、しんどい状況にある支援者も、シェアメイトの支援者に助けを求めることができる。

通例、1人暮らしの障害者の居宅で支援に入るとなると、2人介護体制が組まれていないかぎりには1対1の支援となる。その時に支援者の心身の不調が起きた場合、すぐの対応は難しい。また、1対1の支援というのは支援の閉塞感も生じやすいだろう。直接的にその場で支援を担っていなくても、誰か他に同じく支援をしている人がいることは、支援者にとっても安心感や、障害のある相手に向くのみの方の気持ちの方向を分散させることができる。

### (4) 生活の流れのなかに支援を位置付けることができる

支援者Aにとってまさるさんの存在は、ヘルパーとして関わる他の障害のある人に比べると、ずいぶんリラックスしているという。距離感が違うようだ。それは、支援者としての仕事への気構えに影響を及ぼす。

支援者にとっては、仕事の時間がやってくれば「仕事」モードになり、支援を行うことになるわけだが、まさるさんにとっては連綿と続く生活の中に、断続的に仕事モードの支援者が入れ代わり立ち代わり入ることになる。それはまさるさんにとっては（他の障害のある人においてもそうだろうが）結構、気ぜわしいことでもあるのかもしれない。

支援者AとBが、まさるさんの生活時間の流れに沿った形で、まさるさんの支援を行うことは、まさるさんの生活を細切れにしないためにも重要なことだ。

そして、それは支援者交代時の引き継ぎの楽しさにもつながる。複数の支援者を活用しながらの障害者の暮らしには、交代時の引き継ぎの難しさや煩雑さがあるが、それが生活を共にしていることで、支援者間で自然と情報共有ができることもあり、容易になるという。それはまさるさんにとって良いことであるだけでなく、支援者にとっても楽しさにつながっている。

## 5. シェアハウスでの支援における課題

シェアハウスでの支援には利点がある一方、課題もある。調査協力者が感じている課題は次のようなことである。

第一の課題は、現体制の継続に関することだ。支援者2人は20代であり、これから生活環



境を変えていく可能性はある。もちろん、まさるさんにしてもシェアを解消し、新たな生活の場所を見つけていくかもしれない。

支援者2人のどちらかがシェアハウスを退去する際、新たにもう1人のシェアメイトを入れるかどうか。入れないと、家賃負担などはこれまでよりは増していく。しかし、誰をシェアメイトにするかは、とても難しい。現在の3人のシェアは、3人のこれまでの関係性が基盤にあっての形態であり、それがあから支援も生活も成り立っているのである。

まさるさんの支援においては、たしかに誰でも支援者になれるが、そのためにはまさるさんとの継続した関係作りや、まさるさん個人に合った支援技術の修得が前提となる。そして、生活のパートナーとしてみると、共同生活の相性も関係する。このことが課題としてある。

第二の課題は、障害福祉制度の持続可能性に関係する。今、まさるさんは居宅介護（身体介護）、行動援護、移動支援を使用している。ここで、母親や支援者が、現状の支援体制の課題として認識しているのは、各サービスの単価や水準等が将来も継続するのか、まさるさんの生活に必要なだけのサービス支給量が支給されるのかという不安である。そうした制度的な基盤がないことには、まさるさんの生活は成り立っていないし、またシェアメイトの支援者2人の暮らしも成り立っていないのである。前述したシェアの利点を活かした支援を行っていくのは、障害福祉サービス制度の安定と継続性が課題となる。

#### IV. 考察

調査結果により、次のことが明らかになった。

障害のある人と支援者とのシェアハウスにより、支援の利点として、①関係性を築けている支援者が傍にいる安心感があること、②障害者本人が主体となる生活を築くことができること、③支援者同士で助けを求められることができること、④障害者本人の生活の流れのなかに支援を位置付けることができることを挙げることができた。特に②の「障害者本人が主体となる生活を築くことができる」のは、先述の障害者権利条約第19条の一般的意見に合致し、評価すべきところであろう。そして、④はグループホームでもなく、1人暮らしでもない、支援者とのシェアハウスならではの利点であると言えるだろう。

支援者にとっても、その場で助けを求めやすいことや、すぐに情報共有できる楽さというメリットがあり、また生活という面ではシェアハウスは家賃が安価で済むこと等のメリットがある。

一方で課題も明らかになっている。現体制の継続が保障できないことや、障害福祉サービス制度の安定と継続性が課題であると支援者Aや母親が認識していることは、先述の通りである。それに加えて、支援付きのシェアハウスを今後どう広めていけるかという課題も指摘

したい。まさるさんたちのシェアは、幾重ものタイミングの重なりにより実現し得たものであったし、まさるさんが学齢期の頃から人と関わること、知り合いを増やしていくことを大切にしてきた、まさるさんと母親の行動によるものである。

しかし、まさるさんの例は、奇跡的な出会いと母親の努力があったから成り立ったことなのだ、話を終わりにするのはもったいない。障害のある人が幼い頃から人と出会い、親以外の人からの支援を受けることに慣れていくことは、今後、障害のある人が地域社会で支援を受けながら暮らしていくために重要となる。そうした地域生活に向けた経験の積み重ねを、障害者のライフサイクルに応じて伝え、提供していく作業は必要だ。そうして、障害のある人とない人とが会える機会を創出していくことも重要である。

他、シェアハウスでの支援の利点として、「生活の流れの中に支援を位置付けることができる」ことを挙げたが、その前提は、障害者本人の生活の流れに沿うことである。障害者本人を度外視し、支援者の生活の流れの中に支援をおいてしまえば、それは障害者の主体性を大きく損ねることにもなるだろう。障害者の主体性を尊重するという価値に基づく実践が、確実に行われていくべきである。

最後に、シェアハウスの「課題」というより「懸念」のほうが妥当かもしれないが、調査結果で述べた、支援者にとってはプライベートと支援（仕事）との線引きができないということについてである。こうしたあいまいさは、生活においてつきまとうだろうが、それは支援者にとって葛藤や迷いを生み出すことにもつながり得る。

「ぐるんとびー」の調査を行った浮ヶ谷は、この点について、次のように述べる。

「〈ぐるんとびー〉が提供するケアは、どこからどこまでがケアなのか、それはケアと呼べるのか、ケアのあいまいさが常につきまとう実践なのである。それにもかかわらず、〈ぐるんとびー〉では、ケアのあいまいさを否定的に捉えるのではなく、あいまいだからこそかかわる人たちの間で対話が生まれ、その結果、直接対面する利用者にとっての『最適解とは何か』についてスタッフと家族の間で話し合うことが実践されているのである。」(浮ヶ谷 2019: 324)

切り分けが難しいことを、判然と切り分けるのか、それともその時の流れでその都度判断するのか。今のまさるさんのシェアハウスでの暮らしは、1つ1つを皆で話し合いながら成り立っている。シェアメイト同士が話しあうこと、そのものに意味がある。しかし、それでも解決しないなら、日々の生活にフラストレーションがたまることもあるだろう。そうした時に、相談にのったり、一緒に検討の場に入る、支援のキーパーソンが存在は大きな意味をもつ。まさるさんの暮らしにおいては、まさるさんの母親がキーパーソンになっているが、

他にも介護派遣事業所の関係者などが支援キーパーソンになることも想定できるだろう。

## おわりに

本稿では、シェアハウスでの支援の展開過程や実際について記述し、支援における利点と課題について検討を行った。

しかし、今回十分に取り組むことができなかつたのは、まさるさん自身の変化と日々の状況を参与観察により把握し、論じることであった。障害者本人にとって、シェアハウスの暮らしはどう評価されるのか。言語でのコミュニケーションは難しいが、時間を共にしたり、関係者からより詳細に話をうかがうことで見えてくることもあるだろう。筆者の今後の研究課題としたい。

## 謝辞

本研究はJSPS 科研費JP20K02189の助成を受けている。

## 注

- 1) 2020年3月現在、グループホーム入居者数は131,627人であり、そのうち日中サービス支援型共同生活援助の利用者数は、2,029人である（障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 2020：5）。
- 2) 本研究では、石川ミカ（2017）による一般的意見第5号の訳を用いる。
- 3) 新田勲（1940年生まれ、2013年没）は、脳性麻痺による全身性障害者である。1970年代の府中療育センターの管理体制への抗議運動や、その後の公的介護保障要求運動に取り組んできた。新田の思想や経歴については、新田（2008）、深田（2013）に詳しい。
- 4) シェアハウスは近年、都市部を中心に広がりを見せている。しかし、若い人同士が複数人集まって暮らすことには、きれいに部屋を使用してもらえるか、騒いで騒音が出ないかといった不動産屋・大家の不安があるという（阿部・茂原2012：42-43）。
- 5) 障害のある人が地域で賃貸物件を借りて暮らす際、大家・不動産屋からの不安を招くことがある（ピープルファースト東久留米2007：94-96）。

## 文献

- 阿部珠恵・茂原奈央美（2012）『シェアハウス——わたしたちが他人と住む理由』辰巳出版。
- Committee on the Rights of Persons with Disabilities（2017）“General comment No.5（2017） on living independently and being included in the community”（=2017、石川ミカ訳「障害者の権利に関する条約第19条：自立した生活及び地域社会への包容に関する一般的意見仮訳」[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd\\_gc5\\_2017\\_living\\_independently.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc5_2017_living_independently.html)）（最終アクセス2020年10月20日）。
- 深田耕一郎（2008）「見守りという希望」新田勲編『足文字は叫ぶ！』全国公的介護保障要求者組合、350～361頁。
- 深田耕一郎（2013）『福祉と贈与——全身性障害者・新田勲と介護者たち』生活書院。
- 伊藤あづさ（2015）「当たり前を続ける『ぶち独り立ち』『手をつなぐ』717、12～13頁。
- 岩橋誠治（2018）「岩橋誠治講演 重度の知的障がいのある人の一人暮らしを支える」『エコロジカル・シフト・ライブラリー vol. I 地域で共に生きる——多摩市たこの木クラブ 関係性による支援』ヒビノクラシ出版。

- 小谷部育子 (2009) 「トピックス コレクティブハウジングの理念と実践」 牟田和恵編『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社, 137~143頁.
- 久保田裕之 (2009) 「第4章 若者の自立/自律と共同性の創造——シェアハウジング」 牟田和恵編『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社, 104~136頁.
- 久保田裕之 (2014) 「日本におけるルームシェア/シェアハウスの現状と意義」『社会学論叢』179, 37~57頁.
- 新田勲編 (2008) 『足文字は叫ぶ!』全国公的介護保障要求者組合.
- ビープルファースト東久米編 (2007) 『知的障害者が入所施設ではなく地域で暮らすための本——当事者と支援者のためのマニュアル』生活書院.
- 柴田大輔 (2020) 「トランジット・ヤード」 ([https://note.com/kaz\\_n/n/ne782ebfc8cae](https://note.com/kaz_n/n/ne782ebfc8cae), 最終アクセス2020年10月20日)
- 障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ (2015) 「障害福祉サービスの在り方等について (論点の整理 (案))」 (<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082966.pdf>, 最終アクセス2020年10月20日)
- 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 (2020) 「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000650327.pdf>, 最終アクセス2020年10月20日)
- ソーシャルワーク学集会 (2018) 「知的障害のある人たちの地域生活継続に関する事例研究」『ソーシャルワーク研究』44(1), 58~62頁.
- 鈴木良 (2019a) 『脱施設化と個別化給付——カナダにおける知的障害福祉の変革過程』現代書館.
- 鈴木良 (2019b) 「日本において知的障害者の脱施設化が進まないのはなぜか (第16回障害学会大会, シンポジウム資料)」 (<https://gakujutsushukai.jp/jsds2019/Program>, 最終アクセス2020年10月20日)
- 角田慰子 (2014) 『知的障害福祉政策にみる矛盾——「日本型グループホーム」構想の成立過程と脱施設化』ぶねうま舎.
- 浮ヶ谷幸代 (2019) 「ルームシェアで最期を迎える——神奈川県藤沢市UR住宅の小規模多機能ホーム〈ぐるんとびー〉の取り組みから」『文化人類学』84(3), 314~330頁.

## Shared Housing Between Individuals with Disabilities and their Caretakers:

A housing option in the community for individuals with disabilities

YAMASHITA, Sachiko

In the present study, we examined the processes of developing and the actual state of a shared housing system as a community-living option for individuals with intellectual disabilities. We performed participant observation of shared housing between a man with intellectual disabilities and two of his caregivers (his mother and another individual) and interviewed the caregivers.

Our findings demonstrated that shared housing 1) helps individuals with disabilities feel safe because of the caregivers' presence, 2) enables individuals with disabilities to take control of their lives, 3) enables caregivers to help each other, and 4) helps caregivers provide the care needed based on the daily activities of individuals with disabilities. Our findings also revealed that it is challenging to continue providing the support needed to maintain shared housing.